

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

岩手県公安委員会規則第5号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第12条の2関係）			別表第2（第12条の2関係）		
種 類	路線名	区 間	種 類	路線名	区 間
[略]			[略]		
県道	上米内湯沢線	[略]	県道	水沢米里線	奥州市水沢区佐倉河字道下26番5地先から江刺区岩谷堂字南八日市68番3地先まで
	[略]			上米内湯沢線	[略]
	遠野住田線	遠野市綾織町新里29地割10番3地先から1地割61番2地先まで		遠野住田線	遠野市綾織町新里1地割61番2地先から29地割10番1地先まで
	[略]			[略]	
市道	[略]		市道	[略]	
	寺里畑田線	[略]		寺里畑田線	[略]
				耳取三ノ関線	奥州市江刺区岩谷堂字松長根58番6地先から58番2地先まで
				南八日市新地野線	奥州市江刺区岩谷堂字南八日市71番2地先から字松長根1番地先まで
				工業団地1号線	奥州市江刺区岩谷堂字松長根65番地先から58番2地先まで
				高畑佐野線	奥州市江刺区岩谷堂字松長根20番7地先から20番4地先まで
				工業団地2号線	奥州市江刺区岩谷堂字松長根17番地先から15番1地先まで
				佐野橋取付線	大船渡市盛町字田中島48番10地先から27番23地先まで

			<u>田茂山佐野線</u> 	<u>大船渡市盛町字下館下14番</u> <u>2地先から赤崎町字佐野81</u> <u>番地先まで</u>
[略]			<u>青葉町塚線</u> 	<u>一関市山目字十二神202番</u> <u>5地先から135番1地先ま</u> <u>で</u>
[略]			[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。				

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。